

「袴田事件」再審開始決定に関する兵庫県弁護士会会長声明

本年3月27日、静岡地方裁判所は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について再審開始、死刑及び拘置の執行停止を決定した。同日、袴田氏は約47年半ぶりに釈放された。当会はこの裁判所の再審開始決定を極めて高く評価する。

本件は、1966年(昭和41年)6月30日未明、旧清水市(現静岡市清水区)の味噌製造会社専務宅で一家4名が殺害され同宅が放火された強盗殺人・放火事件である。同年8月、同味噌製造会社に勤務していた袴田氏が逮捕された。袴田氏は、当初無実を訴えていたが、パジャマに他人の血液や放火に使用された混合油が付着していたとして、連日深夜に及ぶ長時間の強制的・威圧的な取調べを受け続け、パジャマを着て本件犯行を行ったなどと虚偽の自白をさせられ、多数の自白調書が作成された。

袴田氏は、裁判では犯行を全面的に否認するに至ったが、事件から約1年2か月が経過した第一審の公判中に、多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌製造工場内の味噌タンク内から発見されたとして、検察官は、犯行着衣はパジャマではなく5点の衣類であり、事件直後に袴田氏がタンク内に隠したと主張を変更した。裁判所は、袴田氏は5点の衣類を着用して被害者らを殺傷し、その後パジャマに着替えて放火したと認定して、死刑判決を下した。その後1980年(昭和55年)11月19日、最高裁判所は袴田氏の上告を棄却し、死刑判決が確定した。袴田氏は、翌1981年(昭和56年)4月に再審を請求した(第一次再審請求)が、2008年(平成20年)3月、最高裁判所は袴田氏の特別抗告を棄却した。

これに対し弁護団は、同年4月25日、再び再審を請求した。そしてこの第二次再審請求において、5点の衣類が犯行直後に味噌タンク内に隠されたものではないことを示す味噌漬け実験報告書や5点の衣類に付着した血液は袴田氏のものでも被害者らのものでもないとするDNA鑑定などを新証拠として提出した。また、弁護団は検察官に対し未開示の手持ち証拠を開示するよう求め、また裁判所も証拠開示を行うよう強く勧告したことなどにより、多数の証拠が開示された。その中には袴田氏の無実を示す極めて重要な証拠も含まれていた。

再審開始決定は、上記の味噌漬け実験報告書やDNA鑑定などから、5点の衣類が袴田氏のものでも犯行着衣でもなく、捜査機関によりねつ造された疑いがあるとした。そして、自白調書や旧証拠についても総合評価を行い、これらの証拠によっても確定判決の有罪認定には合理的な疑いが生じると判断した。

その上で、袴田氏が長期にわたり死刑の恐怖のもと身柄拘束を受けてきたこと、この身柄拘束が捜査機関の違法、不当な捜査によることが疑われることなどを理由に、袴田氏を「これ以上拘束することは耐えがたいほど正義に反する」として、死刑の執行停止に加えて拘置の執行をも停止するという画期的な判断を下した。

袴田氏は、現在78歳の高齢であり、47年半にも及ぶ長期間の身体拘束によって心身を病むに至っており袴田氏の救済に一刻の猶予も許されない。当会は、検察庁に対し、

即時抗告を速やかに取り下げを強く求める。また、長年証拠を開示しないまま真実の解明を遠ざけてきたことに猛省を促すとともに、科学的捜査を重視し、自白に偏重した捜査手法を改めるよう求める。

また、現在審議中の法制審議会(新時代の刑事司法制度特別部会)に対し、本件で密室における違法、不当な取り調べが行われ、これにより虚偽の自白調書が多数作成されたことへの反省をも踏まえ、すべての事件における例外なき取調全過程の可視化、全面的証拠開示を初めとする、えん罪を防止するための制度の策定を求める。

2014年(平成26年)4月9日

兵庫県弁護士会

会長 武本夕香子